

### 3 青森県福祉サービス第三者評価調査者名簿登録要領

#### (目的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第3条に規定する評価基準中、別記の1の(4)「推進委員会が作成する名簿」（以下「評価調査者名簿」という。）への登録要領を定めることを目的とする。

#### (評価調査者の定義)

第2条 評価調査者とは、評価を行うに必要な資格や経験が有り、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が実施する評価調査者養成研修を修了した者で、かつ第3条の規定に基づき推進委員会が作成する名簿に登録されている者であること。

#### (評価調査者名簿の作成)

第3条 推進委員会は、評価調査者養成研修を修了した者の番号、氏名、職業、資格及び所属評価機関の名称を記載した評価調査者名簿を作成する。

#### (名簿への登録)

第4条 推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了し、評価調査者養成研修修了者証の交付を受けた者から、福祉サービス第三者評価調査者名簿登録内容同意書（様式第8号）により届出があったときは、評価調査者名簿に登録するものとする。

#### (評価機関への情報提供)

第5条 推進委員会は、評価調査者の同意に基づき、評価機関に対して、評価調査者名簿のうち評価事業のために必要な情報を提供することができる。

#### (登録内容の変更)

第6条 推進委員会が作成する評価調査者名簿の登録項目の中で、当該評価調査者から福祉サービス第三者評価調査者名簿登録内容変更届（様式第9号）により登録内容の変更の届出があったときは、推進委員会は評価事業の推進に支障がないと判断した場合に限り、評価調査者の届出のとおり変更するものとする。

#### (所属評価機関の表示)

第7条 評価調査者名簿に所属評価機関の欄を設け、当該評価調査者が所属している「所属評価機関」を表示する。

2 評価機関は、評価調査者と契約した場合は、速やかに推進委員会に報告するも

のとする。推進委員会は、契約の報告を受理したときには、所属評価機関欄に「所属評価機関名」を表示する。

3 評価機関は、所属する評価調査者に対して、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与するものとする。

(名簿からの削除)

第8条 次の各号にいずれか1つに該当する場合、推進委員会は当該評価調査者を評価調査者名簿から削除する。

- (1) 認証要綱第10条第1項(2)に規定する「不正な行為」と同等の行為を行ったと判断された者
- (2) 必要な継続研修を修了日が属する年度から3年を超えて受講していない者
- (3) 評価調査者が評価調査者名簿からの削除を申し出た場合

(名簿への再登録)

第9条 前条の規定により評価調査者名簿から削除された者が再度評価調査者名簿への登録を希望する場合は、評価調査者養成研修を再受講するものとする。

2 前条第1号に該当し評価調査者名簿から削除された者は、当該削除された日から推進委員会で定められた期間を経過しなければ、再受講、再登録できないものとする。

(個人情報の保護)

第10条 個人情報の保護については、青森県個人情報保護条例(平成10年12月24日青森県条例第57号)の定めによるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、評価調査者名簿登録に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月9日から施行する。